

# 武蔵大学における FD 活動の基本的方針と課題

## 1 基本的方針

大学をめぐる社会的環境が大きな変化に直面する中で、FD 活動についての要請が高まっている。変化の要因としては、大学間競争の激化、学生の変容、大学への教育行政の管理の強化等があげられる。そのような中で、大学教育の質保証の手立てが求められ、大学教育改革の内部努力がはかれてきた。そこで、本学では大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 25 条の 3(大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。)及び大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 14 条の 3(大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。)に基づき、FD 活動を実施することとする。

本学において、FD 活動は、学部別授業改善の取り組みとして始まった。やがてそれらは FD 委員会の発足と関わって全学的な取り組みとして発展した。その過程で、授業評価アンケートや FD 研修会が続けられてきたが、同時に個別の実践として、学部横断型課題解決プロジェクト、シャカリキフェスティバル、ゼミナール対抗研究発表大会、卒業論文発表会等の授業改善の取り組みが広がってきた。一方でこうした本学での成果に立脚しつつ、今後の FD 活動の改革方向を模索する時期にきている。

これらを受け、本学における FD 活動の基本的枠組みについて、以下 5 点にわたり列挙する。

### (1)教育活動の改善の取り組みを本学における FD と定義する

授業評価アンケートや FD 研修会という限定的現象でなく、教育活動の改善の総体を FD として定義する。武蔵大学の個性に即した特徴的な活動を創造する。

### (2)大学経営の中核的課題の一つとして FD を位置づける

時代や社会の要請に応え、教員・学生の資質・能力の向上に資する大学教育の内実を支えるものとして、FD の活動を位置づける。そのための体制を整備する。

### (3)従来の取り組みの前進点を確認し、革新しつつ継承する

個別に取り組んできた教育改善の実践を FD という視点から再評価し、それらの実践を伸ばしつつ新たな活動を行う。

### (4)学部等が主体的に関わる全学的推進体制を整備する

日常的な教育改善を FD の重点場面として重視し、学部・研究科・教務部・課程・センター各組織(以下「学部・研究科等」と略記)を FD 活動の主体として位置づける。全学組織(「FD 委員会」)は、FD に関わる全学的課題の企画・推進にあたりるとともに、活動の主体である学部・研究科等への支援・調整および外部との窓口としての役割をもつものとする。

### (5)職員・学生の参加体制を構築する

教育改善に向けて、学生の参加体制の工夫をはじめ、職員・学生の協働体制を実現する。

## 2 重点的課題

1. 基本的方針に即して、FD 活動に関わる重点的課題について、以下 4 点にわたり列挙する。

### (1)教育改善の取り組みの充実をはかる

#### ①授業評価アンケートの充実と活用

アンケート分析結果を早期に担当教員に提供するとともに教員からのリプライを依頼する。また、アンケート結果を分析し授業改善の課題(授業方法のみでなく授業環境の改善等を含む)を析出する。同時に、精度の高い分析結果となるよう、回収率向上への施策を検討する。それらのアンケート分析結果をもとに、FD 研修会等を開催し、協働の実をあげる。

#### ②FD 研修会の充実

受動的な聴講スタイルを超え、主体的な参加体勢の組める研修機会を増やす。他大学等の研修会への参加機会も拡大する。

#### ③教育改善ツールの導入と学習支援スタッフの拡充

他大学の事例等を参照しつつ、教員向けの授業方法改善の手引きや学生向けの学習の手引きの作成等、授業改善に寄与する資料等の紹介及び導入に取り組む。また、学生の学習をサポートする支援スタッフ(ティーチングアシスタントやスチューデントアシスタントを含む)の拡充をはかる。

(2)大学教育改革の情報提供機能を強める

学部・研究科等におけるFD活動推進の資料として、必要に応じ、教育効果評価委員会からの各種データに関する分析結果を提供する。具体的領域としては、初年次教育、外国語学習、キャリア教育等が考えられる。その際、情報収集の機会として他大学等の先進的な取り組みを推進する機関や専門家との連携を強める。また、毎年開催されている六大学FD・SD研修会にて情報交換を行い、各大学間との連携を強める。情報収集に関しては、FD推進組織の工夫やFD実践に限らず、教室デザインやICT教育の推進状況、学修成果等についても必要に応じて調査する。

(3)学生FD活動の組織化をすすめる

毎年学内で開催されている「FDフォーラム」への参加率を向上させるべく、学生・職員へ呼びかけを行い、学生FD活動を活性化させる。

(4)組織・体制の拡充とIR視点の導入をはかる

FDは日常的な教育改善や教育開発に深く関わるものであるから、それにふさわしい事務担当部門を位置づける。その際、IRの視点からもFD活動に見識をもつ職員を育成する。また、FD実施に向けた基礎データの収集分析の必要性から、大学教育研究や調査業務に詳しい専門性をもったIR業務を担当する職員を何らかのかたちで雇用するなどして、専門的な調査業務(データ分析や収集・分析及び提言)やツール開発の支援体制を強化する。

(注記:本文書は2011年4月14日開催の大学協議会において報告されたものを、2020年9月24日開催のFD委員会で改定)